

令和7年鉾田市農業委員会7月定例総会議事録

日 時	令和7年7月25日（金）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																																		
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	10番 山口陽一 11番 石田一博																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について 議案第 2 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について 議案第 3 号 現況証明書の交付について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第 5 号 鉾田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権																																																																																		

	利移動届出について 報告第 3 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事務局 定刻前ですが、皆さん全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。令和 7 年銚田市農業委員会 7 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。 会長 どうも、皆さんこんにちは。ここのところかなり今までの経験したことのない暑さで、本当に皆さん大変ご苦労していると思います。農作業していたら非常に大変でございますけれども、体に気をつけて頑張っていたきたいと思います。この暑さは異常だと言いますけれども、これが来年も続けばこれが基準になってしまうのかなと感じております。我々、年を重ねるごとに対応ができなくなってきて、熱中症や何かになる可能性がありますので、ひとつその点、気をつけて、作業や仕事に頑張っていたきたいと思います。 それと、この前の参議院選挙で大分新しい参政党という政党が躍進して、かなりの投票、得票を取って■■■■の■■■さんが負けたような、そういう時代でございます。これも時代の流れなのかなと思っておりますけれども、やはり我々のやってきた今までの選挙結果と違う若い人たちの選挙の仕方、SNSとかいろいろなこの利用しながら、やはり政治のそういう力にSNSを利用しながら若い人の力を結集してやって、果たして私はこれがいいのかなとは感じていないです。やはりここにいる農業委員 24 名の方、いらっしゃいますけれども、今、日本にいろいろなN党とかNHKを何とかとか参政党、立憲民主党、そのほかに党がありますけれども、皆さん全部の党、言えますでしょうか。ちょっと私も全部の党は分からないです。それほどの党がこれだけできて、5 人か 10 人集まれば新しい党もできて、それが結束して果たして日本の政治を動かすことができるのか、それでその政治が果たして途中でまた分裂して分かれて、また違う党とくっついて新しい党ができる。これでは世界から見て日本の政治はちょっと私は安定ができないのではないかなと思っております。私はどの党を皆さんに応援してくれとかそういう意味ではなくて、やはりある程度の皆さんの国会議員の方が力を一つになって日本のために働くというのならいいのだけれども、それがばらばらの意見で、一つ違えば違う党へ行く、また一
--	--

	つ違えば新しい党をつくる、これで日本の政治がよくなるのかなと私は非常に感じておりますけれども、やはり皆さんの力を少しでも束になっていただいて、それで世界に向けていくような、そういう戦略のほうが私はいいいのではないかなと思っております。新しい党ができたからというふうに、その党を批判するわけではないのですけれども、やはりどの党であれ、一つの一枚岩となって世界に出ていけるような、 が 、 を買収するくらいの、そのくらいの勢いがあるくらい、企業がこうやって努力しているのだから、やはり政治家のほうも努力していただいて、日本の国民のために頑張っていただければいいのではないかなと思っております。 強いて言えば、 さんには大分この農業委員会のことにつきまして、外国人の土地の取得の問題、それと法務局の問題や何かをいろいろお願いして、国会でお話をさせていただきました。けれども、その議員が敗れるということは、私もちょっと考えられなかったので、非常に残念ではございますけれども、これからは幾らかでも、ほかの党であれ何の党であれ、やっぱり農業に関心を持っていたけるような、そういう国会議員が出ればいいなと思っております。 そういうことで、あくまでもこの鉾田は農業を中心として発展するような市でございますので、これからはひとつそういう農業に皆さんで力を合わせながら、優良農地を守って、やはり農業生産高を全国トップに上げるくらいの、そういう力でやっていければいいなと思っておりますので、今後も皆さんにご期待しておりますので、皆さんで力を合わせてひとつ農業委員会の活動のほうをよろしくお願いします。 簡単でございますが、そういう挨拶でございます。よろしくお願いいたします。
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、3の議事ということで、定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。
議 長	ただいまの出席委員は24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日１日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、１０番 山口陽一 委員、 １１番 石田一博 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行いますけれども、今日は全員参加なので、報告はございません。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第１号 農地法第３条の規定による権利 の設定、移転の許可について)
議	長	議案第１号 「農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号１番から番号１０番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号１番から番号１０番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては１０件、地目、田３筆、畑１９筆、計２２筆。面積は７万８、８９０平方メートルでございます。契約内容につきましては、

議 長	売買7件、普通贈与3件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
荒野信寿委員	それでは、番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。よろしくお願いします。 1番の申請案件でございますけれども、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび農業経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは水稲、稲、栗などを中心とした農家であり、経営面積1ヘクタール、熱心に取り組んでおります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 荒野信寿委員	続きまして、番号2番のほうも続けてお願いします。 引き続きまして、2番の報告をさせていただきます。 譲受人でございますけれども、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんほか1名でございますけれども、知人の間柄でございます。このたび■■■さんが新規就農するということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは自宅の脇にある申請地を以前から管理しておりまして、ジャガイモ、タマネギ、トマトなどを作付するとのことでございます。農機具は自宅にあるものを使用するということでございまして、現地も確認済みでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件につきまして問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 以上でございます。
議 長	続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。

城田俊男委員	16番, 城田です。3条3番の説明に入ります。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは, ■■■■さんは, 長い間借りて作付をしていましたが, 今回売買の話となり, 経営規模拡大ということで, 円満にまとまったということです。■■■■さんは, サツマイモ, ジャガイモ, ニンジンを中心にした10町歩くらいの契約面積です。譲受人は, 農作業に常時300日以上従事しており, 下限面積要件, 地域との調和要件においても支障がないと考えられます。権利移動に係る許可要件についても問題はないと思われるので, ご審議のほどよろしくお願いします。 3条4番の説明に入ります。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは同じ地区の知り合いでして, ■■■■さんが長年作付をしていたこともあり, ■■■■さん側の体調との問題がありまして, まさに売買の話となり, 円満にまとまったということです。■■■■さんはサツマイモ, 米, パクチー, クウシンサイなどを作付する農家でして, 後継者も仕事の忙しいときは手伝っているそうです。譲受人は年間約250日は従事しており, 下限面積要件, 地域との調和要件にも支障はないと考えられます。つきましては, 権利移動に係る許可要件には問題はないと思われるので, よろしくご審議のほどをお願いします。
議長 長峰克巳委員	続きまして, 番号5番について地元委員の説明を求めます。 20番, 長峰です。5番について説明いたします。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんはお互い近所同士の知人という間柄でございます。このたび農業経営拡大のため, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは, 主にハウレンソウ, バレイショなどを中心とした農家であり, 経営面積も4ヘクタールあり, 熱心に取り組んでいます。以上のような理由から, 譲受人は農作業に常時従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について間違いはないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 菅谷卓司委員	続きまして, 番号6番について地元委員の説明を求めます。 7番, 菅谷です。申請番号6番についてご説明申し上げます。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび, 農業経営規模拡大のため, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは, パパイヤ, サツマイモなどを中心に作付を行っており, 熱心に農業に取り組んで

	おられます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	続きまして、番号7番、番号8番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	18番、永井です。7番について説明いたします。 ■さんと譲受人の■さんは親戚の間柄だそうでございます。このたび■さんは老齢のために畑を■さんに譲りたいということで譲与が決まったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 8番について説明いたします。■さんと譲受人の■さんは、もともと■さんの土地を■さんが作っております。このたび■さんが農地を持ってくれないかという相談を受けて、■さんが承諾したという経緯でございますので、よろしくお願いしたいと思います。
議長	続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	15番、井川です。9番について説明いたします。 ■さんと■さんは、親子の関係でございます。このたび農業経営の安定を図るために贈与の契約が円満にまとまったということであります。■さんは、サツマイモ専業農家であります。実習生も使っておりますので、サツマイモをちょっとした、今の時期ですか、これからの時期、ミニトマトなども作って栽培しております。権利移動の許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 10番について説明いたします。■さんと■さんも親子の関係でございます。このたび農業経営の安定を図るために贈与契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、以前はメロン中心の農家でありましたけれども、サツマイモの面積が増えまして、現在はメロンとサツマイモ、そしてサツマイモの加工品も販売する農家であります。息子さん2人も仕事に従事しまして、将来的にも有望な農家でございます。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは、番号1番から番号10番について質疑に入ります。質

	疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	4番、大貫です。9番と10番の担当だった井川さんにちょっと聞きたいのですけれども、親子間の贈与というのだけれども、これはお父さんが例えば何歳くらいになったら贈与することになるのかなと思い、ちょっと知りたくて質問しました。大体は分かりますか。
井川栄委員	■■■さんは、■■■さんは82ぐらいかな。
大貫修一委員	■■■さんは何歳ぐらいなのですか。
井川栄委員	■■■さん。おやじさんのほうは八十二、三です。
大貫修一委員	■■■さんも八十二、三ぐらい。
井川栄委員	■■■さんは、これは贈与という形なのですけれども、これは農家、お父さんのほうが■■■さん、■■■さんのほうが息子さんというので、息子さんの名義に、一応土地の売買のことで息子さんの名義になったみたいなのです。それで、家庭の事情によりまして、おやじさんの名義にしたほうがいいのかというような家庭の事情があるということで、このたび農業委員会に申請をして、息子さんからおやじさんに譲り受けるというような形に申請が出たということです。家庭の事情なもので、私詳しくは、家庭の事情、家庭の事情で、それだけです。
大貫修一委員	家庭の事情は幾らあるでしょうけれども。私も親の土地のこと、贈与するかなと思って、まだ自分の名義ではないのですけれども、どうもありがとうございました。
井川栄委員	そういうところです。
議長	どうでしょうか、そのほか何か質疑のほうありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号10番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番から番号10番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について) 続きまして、議案第2号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積161平方メートル。同じく、[REDACTED]。地目、畑。面積496平方メートル。計2筆、657平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、進入路、118.8平方メートル。事由、子供の成長に伴い手狭になったので自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。
議 長 荒野信寿委員	現況調査員の調査報告を求めます。 3番、荒野です。1番につきまして報告申し上げます。 去る7月15日に9番、箕輪委員、23番、山口委員、3番、私荒野と事務局で現地調査を行いました。場所につきましては、地図1ページの左側になります。これにつきましては、[REDACTED]と[REDACTED]の境地区でございますけれども、[REDACTED]の境の国道から海岸に向かった地区の近くでございます。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。 申請地につきましては、住宅と山林に囲まれた地域であるため、集団性は低いと考えられます。農地区分につきましては、第2種農

議 長 菅谷卓司委員	地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見といたしまして可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 続きまして、地元委員の説明を求めます。
菅谷卓司委員	7番、菅谷です。現況調査員の皆様、お疲れさまでした。番号1番についてご説明いたします。 申請地は地図1ページの左側でございます。場所は■■■■と■■■■の境界、国道51号から■■■■がございすけれども、そちらを海岸方面に下ったところでございます。申請人の■■■■さんは、義理のお父さんでございます■■■■さんから申請地を借り受け、自己住宅を建築したいとのことで申請がございました。問題ない案件と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番の説明に入る前に、備考のほうへ追加でお願いいたします。こちら「始末書添付」と追加で入れていただきたいと思います。 それでは、番号2番、権利、使用貸借。申請地、■■■■，畑。面積476平方メートル。使用借人、■■■■，■■■■，■■■■，■■■■。使用貸人、■■■■，■■■■。転用施設、自己住宅151.54平方メートル。事由、現在アパートに住んでいるが、子供の成長

	に伴い手狭になったので自己住宅を建築したい。なお、7月15日の現地調査員の現地調査以降に一部着工しておりましたので、始末書添付となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員	23番、山口です。2番について報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。申請地は住宅に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	4番、大貫でございます。現地調査員の皆様、そして飯岡会長、本沢千代さん、現地調査、ご苦労さまでございました。この案件は、15日に現地調査員の方々が調査に行ったときには工事がしてなくて、22日に会長さんが見に行ったとき、工事が始まっていて、これはどうしたことかということで、工事を止めて、■■■■の■■■■氏に来てもらい、こんなことでは認可できないと言いまして、23日に始末書を出させるということになったことであります。 地区委員としての説明に入りますが、正重さんが言ったように地図1ページの右側になりまして、ここは■■■■の■■■■という地区になりまして、国道51号線の通り道です。これを■■■■がおりますから、その■■■■と■■■■がおりますから、そこを右へ曲がって海のほうへ向かって50メートルほど行って、そこを右へ曲がって、前へ曲がって行ったところに突き当たりに現場があります。■■■■さんは、■■■■君の娘婿であります。■■■■さんは、■■■■をしております、出身は■■■■ということです。娘さんは以前■■■■に勤めておりましたが、いろいろとあるときに後継者がいないとのことで、私が後継ぎをやると宣言して、今のところはアパートに住んでいますが、実家の道を挟んで隣の畑に自宅を建てたいということであります。私的にはセカンドハウスには不満がありますが、若い者たちのために認めざるを得ないと思いますので、よろしくご審議ください。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、田。面積1,091平方メートル。同じく、[REDACTED]。地目、田。面積1,021平方メートル。計2筆、2,112平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]ほか1名。転用施設、貸資材置場2,112平方メートル。事由、現在、申請地に隣接する事務所敷地内に資材等を保管しておりますが、事業拡大により新たな保管場所が必要のため貸資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 箕輪美代子委員	現況調査員の調査報告を求めます。 9番、箕輪です。3番について報告いたします。 場所は地図2ページの左側にあります。申請地は集団的に存在する農地の地域にありますが、既存の施設の敷地面積の2分の1以内の拡張となるため、例外的に許可できる。農地区分としては第1種農地になります。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長 石田一博委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 11番、石田です。現況調査員さん、ご苦労さまでした。番号3番についてご説明いたします。

	申請地図は2ページの左側です。場所は国道51号、[REDACTED] [REDACTED]を西に1.5キロぐらいのところ。申請人は[REDACTED]さんです。このたび申請地を譲り受け、資材置場として整備し、自分が経営する[REDACTED]へ貸し付けたいとすることで申請がありました。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]の一部。地目、畑。面積443平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場・駐車場443平方メートル。事由、現在経営する会社の事業規模拡大に伴い、申請地に新たな資材置場及び駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 箕輪美代子委員	現況調査員の調査報告を求めます。 9番、箕輪です。4番についてご報告いたします。 場所は地図2ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。申請地は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるため、第2種農地と判断いたしま

議 長 海老原康廣委員	した。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 地元委員の説明を求めます。
議 長 海老原康廣委員	13番、海老原です。番号4番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。ただいま現地調査員のご報告のとおりでございます。場所は、地図2ページ右側です。県道18号線[REDACTED]手前を右、鉾田市[REDACTED]跡地より北側300メートルぐらいの辺りに位置します。このほど現在経営する会社の事業規模拡大に伴い、申請地に新たな資材置場及び駐車場を整備したいとのことです。何ら問題ない案件だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 (すみません、ちょっといいですかの声あり)
議 長	はい。
菅谷美尚委員	今の案件ではないですけども、質問していいですか。2番のことなのですけども。
議 長 菅谷美尚委員	2番のこと。では、どうぞ。 すみません、22番、菅谷です。
	さっき始末書添付になった2番の案件なのですけども、これは確認なのですけども、これは総会が終わるまでは工事しては駄目だということですよ、実際。総会が終わって、それが総会で通ら

議長	なければ工事は始まっては駄目だという案件ですよ。
菅谷美尚委員	そうそう。 それを結局1回目のときは、1回目皆さんが現地調査員の皆さんが行ったときは工事はしていなかったわけですよ。当人らはそれでいいと思って始まってしまうのしょうけれども、だからそういうのを事務局のほうで、総会が終わるまでは工事をやらないでくださいと言ってくれているとは思いますが、再度これ厳重に注意してもらったほうがいいかなと。厳重に注意というよりも、そういうふうに言って、総会が終わるまでは工事はやらないでくださいというように注意を喚起してもらうのがいいのではないかと思います。
議長	それは……
菅谷美尚委員	言っていると思うのですけれども。
議長	私が行ったときに碎石がダンプで2台ぐらいでユンボがあって、いたから、これ工事始まってしまった。 それからの話だったのだけれども、あの総会が終わって許可が出て、この市役所のほうから農業委員会のほうに許可が出るまでは、工事に入っては駄目なのだよ。総会終わったらば工事が始まっていわけではないの。総会が終わって許可が本人に通知が行きますから、それで始まらないと駄目なのだから。
菅谷美尚委員	分かっているのですけれども、ただ当人は慌てたか何か分からないけれども、結局1回現地調査に入ったから、もう工事していいのではないかと始めてしまったものだと思うのです。
大貫修一委員	現地調査に行ったことが分からないわけでしょう。
菅谷美尚委員	現地調査に1回行ったときは立ち会いますよね。
大貫修一委員	それは、そのときは誰もいなかった。
菅谷美尚委員	立会いいなかった。
大貫修一委員	やっていなかった、誰もいなかったから。ただ、現地調査に15日に行くから申請地という札は立てておいてくれよと申請人に言ったのでしょ。

菅谷美尚委員	2回目は行くとは思わなかったのですかね。
大貫修一委員	だから、そこがやっぱりみそなのだろうね。だから、会長とか本沢さんが行くのが正解だよね。油断できないよ。
議 長	それは、一般の認識としては、やっぱり許可が出なければ、総会終わってからやっていくということはないよね。
菅谷美尚委員	いや、申請時にも言ったわけですよ。もちろん。だから、そういう案件があったので、取り消す可能性があるからということを書いてやったほうがいいよね。そうすればやらないと思うのだよね、取り消されてしまうと思えば。
大貫修一委員	そういうことをやっているとは認可しないからという……
菅谷美尚委員	そういう前例があるから、なるべくそういうことは総会が終わって許可が出てから工事始めてくださいというのに強く注意してもらえば、初めから申請時に。こういうのはやらなくなるので。
大貫修一委員	■の業者だから、鉾田の農業委員会なめるのではないぞと言ってやらないとならない。
菅谷美尚委員	すみません。
議 長	はい、どうぞ。
事 務 局	今ご指摘があったとおり、申請があった際にはなるべく分かりやすく、許可が下りてから工事を着工してくださいというのは、今まで以上に、強めではないですけども、丁寧にお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	今まで言っていたのだけれども、今まで以上にね。分かりました。そういうことで。異議ないですか、そのほか。
議 長	(異議なしの声あり) 番号4番を申請どおり許可と決定いたします。 では、議案第3号に入ってよろしいでしょうか。

	(はいの声あり)
	(議案第3号 現況証明書の交付について)
議 長	議案第3号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]。台帳地目、畑。面積983平方メートル。申請人、[REDACTED]。[REDACTED]。変更年月日、平成11年6月1日以前、確認年月日、令和7年7月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員	23番、山口です。場所については、地図3ページの右側の位置です。現地を確認したところ、現在雑種という状況でありました。3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷卓司委員	7番、菅谷です。現況調査員の皆様、大変お疲れさまでした。番号1番についてご説明いたします。 申請地は地図3ページの左側です。場所は[REDACTED]国道51号線沿いの東側のところ。現況は雑種地で、平成11年頃から20年以上経過しているとのことでございます。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

		番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、届出地、[REDACTED]。台帳地目、畑。面積823平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。届出年月日、令和7年7月10日、確認年月日、令和7年7月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
荒野信寿委員		3番、荒野です。申請番号2番についてご説明いたします。 場所につきましては、地図3ページの右側の位置でございます。現地確認をしたところ、転用目的どおりに資材置場として使用済みでございました。3人の意見としまして、現況証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
関根薫委員		関根です。2番について説明します。 現地調査員の方、ご苦労さまでした。地図3ページの右側の位置になるのですが、国道51号線[REDACTED]の手前200メートルくらいの左側にあります。申請地は[REDACTED]ですが、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。7月23日に現地確認したところ、[REDACTED]の方3名が社員としてスクラップを分別している作業のところを確認はしました。この会社というのは、私の確認したところではもう10年近く地元に出ていた会社として、スクラップを集めて、それを分別して販売しているという、そういう会社でございます。何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議	長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
	(議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第4号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては14名、筆数は36筆で、合計面積は13万5,818平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年7月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定

議 長	については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議 長	(議案第5号 鉾田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について)
議 長	続きまして、議案第5号 「鉾田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の決定について」を議題といたします。
議 長	内容について事務局に説明させます。
事 務 局	それでは、議案第5号について説明いたします。 こちらにつきましては、鉾田市農地利用最適化推進委員につきまして、現在、4月1日付で任命された、旧鉾田小学校区の■■■■推進委員が4月12日にお亡くなりになり、旧鉾田小学校地区の委員が欠員となっております。そのため、7月22日から8月18日までと地区のほうから推薦と公募により募集を行っております。今回は欠員によるものになりますが、選考するという必要があるため、選考委員会の設置をするということになります。まずは、資料の1というものがお手元にあるかと思えますけれども、こちらにつきましては、目的等があるのですが、任務としましては、農業委員会の求めに応じて農業委員会に関する法律及び鉾田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に基づき推進委員の候補者の選考を行い、その結果を農業委員会に報告するという事となっております。 委員の構成といたしましては、次に掲げる5人の委員により組織するとさせていただきました。まず、農業委員会の会長1名、農業委員会会長職務代理者1名、それと農業委員の委員ということで、各地区から1名ずつの3名で、計5名ということで考えております。選考委員会の委員長、副委員長、それぞれ1人を置き、委員の互選によって定めるとしております。会議のほうは委員長が招集して議長となるということで、委員の過半数の出席によって成立する

		ということになります。選考委員会は会議において必要あると認めるときは委員外の者の出席を求め、説明を聞き資料の提出を求めることができるということになります。今後のスケジュールといたしましては、本日選考委員を決定して、総会終了後に委員長、副委員長を決めたいと思っております。予定では、8月中旬には選考委員会のほうを開催しまして候補者を決定し、8月25日に選考結果を定例総会で報告ということで、総会での報告に推進委員候補者を決定、推進委員を選任するという形になります。以上のように選考委員会を設置して候補者を選考するという流れになります。 続きまして、資料2というものを御覧ください。こちらは2枚つづりになっております。こちらは、選考委員会が候補者を選考するに当たり、どのような基準で審査するかというものです。内容につきましては、農業委員候補者の評価要領というのがあるのですが、1名の欠員による募集のため、詳細の説明は省略させていただきます。以上のように選考したいと考えておりますので、詳しくは選考委員会の際に再度委員のほうに説明をさせていただきます。資料1、資料2、どちらも選考要領案になっております。こちらの案についてご承認いただき、なおかつ選考委員5名を決定していただきたいと思います。 事務局からの説明は以上となります。
議	長	ただいま事務局から説明がありましたが、選考委員の構成は、会長及び代理並びに委員の中から各地区1名、計5名となっております。 各地区からの選考委員の選任について、議長において指名することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	それでは、異議なしと認めます。 選考委員に、鉾田地区から13番、海老原康廣委員、大洋地区から18番、永井司委員、旭地区から15番、井川栄委員を指名いたします。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。 はい。
大貫修一委員		すみません、4番、大貫です。これは、鉾田地区の人が亡くなったということですがけれども、地元から誰々さんがいいだろうということで上げてきた人を適任かどうかを審査するのがお役目ですか。

事 務 局	そうです。
大貫修一委員	では、取りあえず地元から上げてもらわないと困りますよね。
事 務 局	そうですね。募集のほうは今かけておりますので、それが決定すれば審査していただくという形になります。
大貫修一委員	そうですか。私も選考委員になるということですか。
事 務 局	はい。
大貫修一委員	初めての経験だから分からないですけども、よろしくお願いします。
議 長	では、そういうことから、今、説明、事務局からありましたけれども、これでよろしいでしょうか。質疑ないでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号について、会長及び代理並びに各地区より指名した3名を、銚田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、選考委員を決定いたします。
	(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局	2件の届出がございました。7筆で合計面積は2万4,341平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。4筆で面積につきましては合計で1万449平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より1件の照会がございました。番号1番、2筆で地目、田から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和7年6月25日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。

議長	続きまして、「令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」農政部会に6月総会時に付託しておりましたので、農政部長から報告をお願いいたします。
山口正重委員	農政部会から第1回農政部会会議の結果を報告いたします。 6月定例総会で付託をされました「令和8年度国・県・市町村農業施策に関する要望」について、6月定例総会終了後に農政部会で協議をいたしました。協議をした結果、皆様のお手元にあります資料3のとおりとなりましたので、ご確認いただければと存じます。こちらの要望書につきましては、鉾田市農業委員会の意見として、7月16日付で事務局から茨城県農業会議に提出をいたしましたので、ご報告いたします。 また、農政部会からのお願いでございますが、国・県・市に意見及び要望ができるせっかくの機会であります。先月、農政部会で集約する中で、24名の農業委員がいる中、4名しか提出されておらず、意見が少ないため、農業委員会の意見として協議することが困難な状況でございました。どんな小さなことでもいいので、1人1件ずつ要望を書いてもらえばいいのかなと思います。農業委員会の意見として協議することが困難でした。来年度は、農業委員は全員、意見・要望を提出いただければよいのかと思いますので、ご協力をお願いします。なお、市への意見につきましては、昨年同様、今後、市長へ会長及び会長代理から提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 それでは、私のほうからちょっと皆様に相談をしたいと思います。 というのは、11月の4、5日で視察研修やりますよね。この農業委員会で。それで、■■■■で研修を行って、■■■■に泊まって、その帰りにですけれども、私のちょっと考えで、皆様に協議をいただきたいのは、帰りにそのまま■■■■を回ってくるよりかは、鉾田ではなくて■■■■、■■■■の■■■■を見学並びにそこで■■■■などを見学しながら■■■■でお昼御飯を食べるようなことをちょっと考えたのだけれども、それで■■■■というのが、やはり今、■■■■の■■■■が■■■■をやっている間しか見られないそうです。だから、■■■■が替わってしまったらば、もう■■■■というのを見られないということで、■■■■を見ながら、そこで御飯を食べながらいろいろ何とか間、何とか間いろいろありますから、そこで案内人を置きながら、あと■■■■のほうもふだん見学

		で見られない、■■■■のほうで見させてくれるということで、連絡取ったならば、ふだんは見学で入れない■■■■の中に入れて案内してくれるということなのですからけれども、それでどうでしょうかなと思って、今提案したわけなのです。
山口正重委員		予約は取れたのですか。
議	長	予約取っていない。だから、ここで皆さんがそれでいいと言えれば連絡を取って、一応その日に行くからということで。そうすると■■■■も何らかの形で、一緒にお昼御飯をみんなで食べながら■■■■でやるということなのだけれども、それでよろしければと思って相談を諮ったわけです。
菅谷美尚委員		なかなかそういう機会は恵まれないのだから、それは予約が取れるのだったらそうしてもらえばありがたいです。
議	長	だから、俺が勝手に決めてしまってもしょうがないから、まず皆さんで相談をして、それで皆さんがそれでよければ■■■■のほうに連絡すればオーケーだ。一応その話はしておいた。それで、もし皆さんがそれでいいと言えれば、連絡入れれば取ってくれる。
山口正重委員		■■■■が入ったら……
菅谷美尚委員		何か入ってしまっていてできなくなってしまう可能性もあるでしょうけれども。
議	長	■■■■と■■■■というのが、ちゃんと門があって仕切られているのだけれども、くっついているのかな。それで、その■■■■、私がこの間行ってきたのだけれども、■■■■のほうから送られてきた絵画、畳2畳ちょっとあるくらい大きい絵画を見たのですけれども、やっぱりこういうような絵画だってふだん見られないものが見られるということだから、皆さんに取り計らってどうかなと思って今聞いてみたのですけれども、もし皆さんがいいと言えればそれで。どうでしょうか。
菅谷美尚委員		お願いしたいです。
議	長	どうでしょうか、皆さん、そのほか。
箕輪美代子委員		賛成。

草野克信委員	賛成です。その方向でよろしく願います。
議 長	では、そのように予約取ります。そういうことですので、11月4、5は、5日の日にそういう形で■■■■で■■■■で御飯を食べながら、あとは■■■■でいろいろふだん入れない部屋も入って見学させていただきます。あと、■■■■の■■■■の人らも都合が合えば■■■■のほうから連絡取って、来てくれると思います。 そういうことで、では願います。 あと、そのほかについて何かありましたら。 事務局、どうぞ。
事 務 局	この後、6時から■■■■で納涼会ということでありますので、よろしく願います。 以上でございます。
箕輪秀克委員	納涼会のほうは、服装は。
議 長	いや、適当で。ある程度、飲み食いするものだから。 そういうことで、皆さん、そのほか何かないでしょうか。
議 長	(発言なし) なければ、以上、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。
	午後3時09分 閉 会 署 名 人 議長（会長） _____ 10番 委 員 _____ 11番 委 員 _____